

令和 年度 月分 延長保育（月極め・スポット）申請書

ナーサリー新井宿園長 様

下記のとおり延長保育を申し込みます。尚、延長保育料の算定に必要な税情報について、住居地の区市町村に調査を依頼し、確認することを承諾します。

※保護者記入欄

園児氏名・生年月日	年 月 日			クラス名
保護者氏名				
勤務時間				
理由				
<u>必要とする延長保育に</u> <u>○印を記入して下さい。</u>	スポット延長保育	月極め延長保育 (15日以下)	月極め延長保育 (16日以上)	
18:15~19:15 (1時間延長:捕食)				
19:15~20:15 (2時間延長:夕食)				
備考欄 (スポット延長保育の場合は利用日を記入して下さい。)				

※原則、**2時間延長の場合は夕食の提供です。**

※当日急なご利用になる場合は、**16:00までにご連絡**ください。16:00以降の場合、おせんべいでの提供となります。

※申請書は**前月の20日**までにご提出ください。

上記の延長保育を承認いたします。

令和 年 月 日

ナーサリー新井宿園長

印

登園届〔保護者記入〕

保育園長

園児氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

医療機関名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診) において

病名 _____ と診断されました。

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と医師に判断されましたので

_____ 年 _____ 月 _____ 日 より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者名 _____

裏面にある感染症にかかった後の登園の際には、上記の登園届の提出をお願いいたします。

なお、以下①の場合には、医師の診断書（有料）の提出をお願いします。

②の場合には、お子さんの早期回復と集団での感染拡大防ぐために、登園を控えていただくことがありますので、ご了承ください。

①裏面の「登園のめやす」期間が終了しないうちに登園可能と医師に診断され、保護者が登園を希望する場合

②子どもの全身症状が良好でなく、施設長または施設長に準じる者が集団生活に支障があると判断する場合

登園届の提出が必要な感染症の一覧を次ページに記載しています。

◆感染症にかかった後の登園について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園しましょう。

◆登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること（乳幼児にあっては、3 日経過していること）
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂痂（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと※
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
細気管支炎 RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	全身症状が良いこと※
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと※
伝染性膿痂疹（とびひ）	効果的治療開始後 24 時間まで	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆してあること
単純ヘルペス感染症		医師により感染の恐れがないと認められていること 口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクなどして登園可能。

※「全身状態が良い」とは、「熱や主な症状がなく、機嫌がよく普段の食事がとれること」を言います。
注 1：登園のめやす期間は、発症日、解熱日とも当日を 0 とし、翌日を 1 日目と起算します。